

平成 27 年度

定期 監査 報告 書

(小中学校、保育園分)

伊 那 市 監 査 委 員

27伊監第36号
平成27年12月11日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員

伊藤 穂波
登内 正史
飯島 尚幸

平成27年度定期監査（小中学校、保育園分）の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度の定期監査を実施し、併せて同条第2項の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目 次

| | | |
|-----|---------------------|---|
| 第 1 | 監査執行年月日、監査の対象 | 1 |
| 第 2 | 監査の場所 | 1 |
| 第 3 | 監査の手続き | 2 |
| 第 4 | 監査の着眼点 | 2 |
| 第 5 | 監査の結果 | 2 |
| 1 | 収入について | 3 |
| 2 | 支出について | 3 |
| 3 | 財産管理について | 3 |
| 4 | 施設管理について | 4 |
| 5 | 運営について | 4 |

平成 27 年度定期監査報告書

第 1 監査執行年月日、監査の対象

| | |
|-------------------|--|
| 平成 27 年 11 月 10 日 | 伊那西小学校、伊那中学校、 西箕輪保育園、西箕輪南部保育園 |
| 平成 27 年 11 月 11 日 | 小鳩園、竜北保育園、竜南保育園、 西箕輪小学校、西箕輪中学校 |
| 平成 27 年 11 月 12 日 | 西春近北保育園、西春近南保育園 |
| 平成 27 年 11 月 13 日 | 竜西保育園、高遠第 1 保育園 高遠第 4 保育園、高遠第 2・第 3 保育園 |
| 平成 27 年 11 月 16 日 | 西春近南小学校、西春近北小学校、伊那小学校 |
| 平成 27 年 11 月 19 日 | 高遠小学校、高遠中学校、高遠北小学校 |

全ての小学校、中学校、保育園のおおむね二分の一について実施した。

第 2 監査の場所

天竜川西側と高遠町地区に位置する小学校、中学校、保育園の計 21 箇所

第3 監査の手続き

平成27年度の定期監査執行計画に基づき、各小中学校、保育園から提出された監査資料及び抽出した関係書類により、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行について関係書類の照合、実査並びに学校長又は園長等からの説明を受け、質疑応答により監査を実施した。

第4 監査の着眼点

各事務事業にあたっては、以下の観点の主眼とし実施した。

- 1 事務執行は、合規的に行われているか。
- 2 予算執行は、計画的かつ適正に処理がなされているか。
- 3 各種の帳簿、証拠書類の係数は符合しているか。
- 4 契約事務及び金銭会計事務は適正に行われているか。
- 5 財産管理、施設管理は適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行については、「事務を処理するにあっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」また、「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図らなければならない。」という地方自治法の主旨に則り、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、以下のとおり、一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、早めの対応に努められたい。

1 収入について

〈 共通 〉

- ・最近における給食費及び保育料の滞納額は大幅に縮減されており、関係する教職員の取り組みは高く評価するところである。昨今の経済状況等により家計が苦しい保護者が増加しているので、状況を的確に把握し、引き続き適切な対応を取られたい。
- ・保育園卒園及び小中学校卒業後に過年度未収金を回収することは極めて困難なため、特に現年分については、卒園、卒業前までに完納となるよう努められたい。
- ・児童手当を充当する場合には、児童手当法に基づき適切な事務処理を行われたい。

〈 小中学校 〉

- ・未収金のある在校生の保護者の状況については、学校で十分に把握が出来ていた。年度内の収納に向け、早期に学校教育課やP T A役員等と連携して未収金解消に努められたい。

〈 保育園 〉

- ・未収金のある在園児の保護者の状況については、保育園で十分に把握が出来ていて、子育て支援課でも情報が共有されていた。保育園並びに子育て支援課職員の保護者への対応が、将来の学校給食の滞納を未然に防ぐ一因ともなるので、保護者との信頼関係を築きながら、未収金解消に努められたい。

2 支出について

〈 小中学校 〉

- ・タクシー券の使用にあたっては、半券にも使用内容を記載するなど適切な管理に努められたい。

3 財産管理について

〈 共通 〉

- ・備品登録について施設ごとにバラつきがあるため、統一した基準を設けられたい。
- ・各施設に設置してあるA E Dについては備品登録をすること。(リース物件を除く。)

＜ 小中学校 ＞

- ・学校における現金管理(保管)については原則行わないこととし、やむを得ず保管する場合は耐火書庫(金庫)にて保管し、翌日には処理をすること。また、保管にあたっては教頭先生や事務職員が立ち会うなど複数の職員で確認し、長期間保管されることのないように注意されたい。
- ・許可を得て持ち込まれたUSBメモリーについても、使用の都度使用状況を確認することとし、適正な管理を行われたい。
- ・学校に展示、保管されている美術品等には貴重なものもあるため、十分な管理をお願いしたい。

4 施設管理について

＜ 共通 ＞

- ・各施設の老朽化が進んでおり、子どもたちの安全面及び衛生上好ましくない状況が見受けられた。厳しい財政状況ではあるが、安心できる環境整備に向け、早期の対応を検討されたい。
- ・書画、絵画等の壁への固定については、壁の状況(止め具の緩み等)にも配慮されたい。
- ・消防防火点検における指摘事項については早期に対応されたい。また、処置が終わったものは点検結果総括表に措置内容と措置日を記載すること。
- ・消火器については消火器台帳と配置図により定期的な確認を行うなど、適正な管理に努められたい。

＜ 小中学校 ＞

- ・大きなロッカー(棚)や下駄箱など転倒の危険があるものについては、転倒防止対策を検討されたい。

5 運営について

＜ 共通 ＞

- ・食物アレルギーのある園児、児童・生徒への給食については、事故の起こらないよう一層の注意を図られたい。

＜ 保育園 ＞

- ・慣れ保育期間において地域運営委員の協力を受けている保育園が見られ、非常に良い取り組みであるため、他の保育園でも検討されたい。